

被災者生活再建支援制度による 支援金の支給を受けるための手引

平成 29 年 1 月
糸 魚 川 市

平成 28 年 12 月 22 日に発生した糸魚川市駅北大火において、居住する住宅が被災し、生活基盤（住宅）に著しい被害を受けた世帯の皆様には、心からお見舞い申し上げます。

このたび住宅に被害を受けた世帯の皆様を対象とする被災者生活支援金（以下「法支援金」と表記します。）制度が適用されることになりました。

法支援金及び県・市の支援金支給の対象となるのは、「現に居住のために使用している住宅」に一定以上の被害のあった世帯のみです。

この制度の概要と支給対象の判断基準は次のとおりです。

1 制度の概要

法支援金には、基礎支援金と加算支援金の 2 種類、県・市の支援金には、基礎支援金の 1 種類があります。

(1) 基礎支援金

住宅の被害程度と世帯の区分により次の支援金が支給されます。

(単位：万円)

区分	世帯構成	法制度	県・市の制度	合計
		基礎支援金	基礎支援金	
全壊（全焼） または解体	2人以上	100.0	100.0	200.0
	単身	75.0	75.0	150.0
大規模半壊 （大規模半焼）	2人以上	50.0	50.0	100.0
	単身	37.5	37.5	75.0
半壊 （半焼）	2人以上	—	50.0	50.0
	単身	—	37.5	37.5

※ 住宅が「半壊」または「大規模半壊」のり災証明を受け、住宅の敷地内に被害が生じるなどして、そのままにしておくとな非常に危険であったり、修理するにはあまりにも高い経費がかかるため、これらの住宅を解体した場合には、「解体」として、「全壊」と同等の支援が受けられます。

(2) 加算支援金

「住宅の建設(建替)または購入」、「被災住宅の補修」、「賃借」の3つの再建方法をとった場合に、住宅の被害程度と世帯の区分により次の支援金が支給されます。

(単位：万円)

区分	世帯構成	法制度		
		加算支援金		
		建設・購入	補修	賃借
全壊 解体 大規模半壊	2人以上	200.0	100.0	50.0
	単身	150.0	75.0	37.5
半壊	2人以上	—	—	—
	単身	—	—	—

2 支援金が支給される被災者等

この制度で支援金の支給を受けることのできる世帯とは、被害を受けた住宅に実際に住んでいた世帯です。その住宅の所有者であるかどうかを問いません。

また、アパートや貸家が被害を受けた場合は、その入居者が申請人となり支援金の請求を行い、支援金の支給を受けます。

※ 次の方は、この制度による支援金を受けることはできません。

- (1) アパートや貸家の所有者(大家さん)
- (2) 自己所有の住宅が被害を受けても、実際にその住宅に住んでいなかった場合(空き家)
- (3) 単数(単身)世帯の方が、支給を受ける前(申請後の場合も含む。)に亡くなられた場合

※ 申請書は、市での受付後、新潟県を經由して、本制度の実施機関である「公益財団法人道府県会館被災者生活再建支援基金部(被災者生活再建支援法人)」に郵送され、同法人において申請書の内容の審査を行い、支給金額を決定し、指定された金融機関等の口座に支援金が振り込まれます。

なお、申請内容について確認が必要な場合は、財団法人道府県会館から問合せさせていただく場合があります。

3 り災証明書の交付等について

この制度の適用を受け支援金の支給を受けるには、申請書に「り災証明書」の添付が必要になります。

【り災証明書】・・・今回のり災証明は、この制度による支援金の申請のためのもので、被害を受けた世帯の構成と住宅の損害程度を市（市長）が証明するものです（これから交付します。）。

【被災証明書】・・・火災による建物等の焼き損害程度を市（消防長）が証明するものです（交付済みです。）。

4 支援金の支給申請を行う際に申請書以外に必要な書類

支援金の支給申請には、この制度で定められた様式の申請書（法制度、県・市の制度どちらも）の提出が必要ですが、申請書に添付していただくいくつかの書類があります。

【基礎支援金の申請をする場合】

(1) り災証明書……………市が発行したもので、「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」のいずれかが被害程度として記載されていることが必要

(2) 住民票……………世帯全員のもの(世帯主を表示したもの)

※ 当日、無料で交付します。

(3) 預金通帳……………支援金を振込む口座の通帳（世帯主の方の口座）

※ 銀行、ゆうちょ銀行どちらも可

※ 受付担当（市役所）でコピーを取らせていただきます。

(4) り災証明書の判定が「大規模半壊」または「半壊」で住宅の解体などにより支援金の申請をする場合

ア 滅失登記簿謄本……………解体した住宅が登記建物である場合は、法務局への滅失登記の申請を行い、登記済になってから滅失登記簿謄本を提出してください。

イ 解体証明書……………「解体証明願」は支援金の申請窓口を用意してあります。解体が済んでから、支援金の申請書類とあわせて提出してください。

※ アまたはイのいずれかの書類一つで結構です。

(5) 身分証明書……………本人確認が必要ですので、運転免許証、保険証、マイナンバーカード等のいずれかをお持ちください。

【加算支援金の申請をする場合】

契約書等の写し……………住宅の建設、購入、補修または賃貸等の契約書

【基礎支援金・加算支援金共通】

申請者の条件（被災家屋の住所に住民登録をしていなかった場合）によっては、上記以外の書類（居住証明書等）を提出していただく場合があります。

5 支援金の支給申請ができる期間

支援金の支給申請は

- (1) 基礎支援金 平成 29 年 1 月 22 日から平成 30 年 1 月 21 日まで
(災害発生の日から 13 か月間)
- (2) 加算支援金 平成 29 年 1 月 22 日から平成 32 年 1 月 21 日まで
(災害発生の日から 37 か月間)

り災証明書の発行、支援金の申請

○平成 29 年 1 月 22 日（日）

- 会 場 市役所 1 階 市民ホール
- 受 付 午前 9 : 3 0 から午後 5 : 0 0 まで
午前・・・本町にお住まいだった方
午後・・・大町にお住まいだった方

○平成 29 年 1 月 23 日（月）から 27 日（金）まで

- 会 場 市役所 1 階 市民ホール
- 受 付 午前 9 : 0 0 から午後 5 : 0 0 まで

○平成 29 年 1 月 30 日（月）以降

- 会 場 市民課
- 受 付 午前 9 : 0 0 から午後 5 : 0 0 まで

6 申請にお持ちいただくもの

- (1) 印鑑（認印）
 - (2) 支援金支給申請書（法制度、県・市の制度どちらも）
 - (3) り災証明申請書 ※り災証明書は当日無料で交付します。
 - (4) 住民票（世帯全員のもの<世帯主を表示したもの>）※無料で交付します。
 - (5) 預金通帳（世帯主の方の口座）
 - (6) その他添付書類（被災家屋の住所に住民登録をしていなかった場合などの居住証明書等）
 - (7) 身分証明書（運転免許証、保険証、マイナンバーカード等）
 - (8) 解体証明書等（「大規模半壊」または「半壊(その他)」の住宅を解体した場合）
- ※ 「半壊」に該当する場合は、(2)については、県・市の制度のみ必要です。
- ※ (6)、(8)は該当される方のみ添付いただきます。

【お問合せ先】

糸魚川市役所 〒941-8501 糸魚川市一の宮 1 丁目 2 番 5 号
電話 025(552)1511（代表）
り災証明書に関すること・・・市民課 固定資産税係
生活再建支援金に関すること・・・福祉事務所